

先端医療イノベーションセンターの発注・検収制度について

取引業者の皆様へ

本センターでは発注・検収制度の見直しを行い、法令及び学内規則を遵守し、研究費の不正・不適切な使用を防止する取組を行っています。取引業者におかれましても、ご理解とご協力をお願い致します。

◎本センターの発注・検収制度の基本事項

○10万円以上（1契約）の教員・研究者による直接発注を平成28年9月1日から禁止。

本センターでは、教員等が業者に直接発注（1契約10万円以上）を行うことを認めておりません。

10万円以上（1契約）の発注は全て馬出地区研究支援室から行います。

- ・教員・研究者から1契約10万円以上の発注や意図的に1契約を複数の契約に分割した発注があった場合は、発注を受け付けずに馬出地区研究支援室を通して発注を行うよう教員・研究者にご相談願います。
- ・馬出地区研究支援室からの1契約10万円以上の場合で発注がない場合は、有効な発注とはなりませんので代金を支払うことはできません。

○納品について

納品の検査（検収）は、発注者でなく、原則として事務支援・環境保全センター（検収グループ）又は契約担当部署の事務職員が行います。納品に当たっては、事務支援・環境保全センター（検収グループ）に納品物と納品書等をお持込み頂き、納品書等に検収印を受けてから納品場所に納品して下さい。

未検収物品については、代金の支払いができませんので、ご注意ください。

《問い合わせ先》

九州大学研究推進部

馬出地区研究支援室

電話092-642-6867